

# 令和6年度「ちば県民保健予防基金」助成事業募集要項

公益財団法人ちば県民保健予防財団

## 目的

この基金は、千葉県における結核をはじめとする感染症、がんその他生活習慣病等の疾病予防と県民が求める健康の保持増進へ向けた調査研究及び普及啓発活動に対して助成を行い、もって公衆衛生と福祉の向上に寄与することを目的とします。

## 1. 助成対象事業

千葉県内で実施する次の事業が対象です。

- (1) 健康づくり・普及啓発活動
- (2) 予防医学に関する調査研究
- (3) 保健予防に関する会議開催等

## 2. 応募資格

応募資格は次のとおりとします。

- (1) 千葉県内の大学
- (2) 千葉県内を活動拠点とする法人格を有する団体
  - (ア) 自治体
  - (イ) 保健・医療・福祉に関わる職能団体
  - (ウ) 千葉県内にある非営利団体で、理事長が適当と認めるもの
- (3) 千葉県内を活動拠点とする法人格を有さないグループ（任意団体を含む）で、理事長が適当と認めるもの

## 3. 助成金額

- (1) 助成金額  
助成対象事業の(1)、(3)については、1件あたり30万円を限度とします。  
(2)については、1件あたり100万円を限度とします。
- (2) 助成金総額  
1事業年度あたり500万円以内とします。

## 4. 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日（1年間）

なお、3年間を限度として複数年度の継続申請は可能ですが、その場合であっても、単年度ごとに申請を行う必要があります。

## 5. 助成金の使途等について

申請書に助成金の使途を科目別に記載してください。ただし、審査過程で減額される場合があります。

(1) 助成対象経費

- ・ 研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる什器備品費
- ・ 医薬品、試薬等の消耗品費
- ・ 検査等委託等の委託費
- ・ 外部協力者からの助言や協力者に対する謝金
- ・ 会議等開催のための会議費
- ・ 研究に必要な国内外の出張を行った場合の旅費、宿泊費
- ・ 研究補助等の定型的な業務について、日々雇用する者に支払う臨時雇用費
- ・ 各種書類の印刷費・製本費
- ・ 検査機器等の賃借料
- ・ 郵便料、運送料等の通信運搬費
- ・ その他、審査会が適当と認めた経費

(2) 助成対象外経費

- ・ 所属する組織の間接費及び一般管理費
- ・ 所属する組織の研究者等への人件費、飲食費
- ・ 応募者本人及び共同研究者への謝金（原稿料・翻訳料・通訳料等）
- ・ 汎用性のある機器（パソコン・プリンタ・FAX・コピー機等）
- ・ 海外調査費、海外学会参加費（旅費・宿泊費・参加費等）
- ・ 学会年会費及び発表を伴わない学会に参加するための旅費、参加費
- ・ その他、審査会が適当でないと認めた経費

6. 申請方法

(1) 申請書類等の入手方法

当財団ホームページから、下記ファイル（Word形式）をダウンロードし、それぞれに必要な事項を入力後、全ての書類をプリントアウトし、申請書に押印のうえ、郵送にて提出して下さい。なお、様式（ア）～（ウ）については、同じ内容のデジタルデータをホームページにある「ちば県民保健予防基金申請フォーム」より送信してください。

(2) 提出書類

- (ア) 申請書
- (イ) 事業計画書
- (ウ) 事業収支内訳書
- (エ) 倫理審査承認書の写し（必要な事業）
- (オ) 実績等の資料（A4 3枚以内、任意）

(3) 申請書送付先

〒261-0002 千葉県美浜区新港3番地14

公益財団法人ちば県民保健予防財団 調査研究部 行

※封筒に「ちば県民保健予防基金助成事業申請書」在中と明記のこと

(4) 受付期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）必着

## 7. 助成事業の決定

当基金助成事業審査会にて審査し、その結果を令和6年3月下旬までに申請者全員に書面で通します。併せて当財団ホームページ等での公表を予定しています。

## 8. 助成金の交付

交付金の決定通知を受けた方は、指定する期間内に覚書の締結等、助成金交付にかかる手続きを行っていただきます。また、令和6年4月26日に交付式を行う予定です。交付対象者にはあらかじめお知らせしますので、ご出席をお願いします。

## 9. 助成事業の報告について

(1) 助成金の交付を受けた者は、事業計画が完了した時、または事業実施期間終了後2か月以内に、所定の実績報告書及び当財団で発行する「調査研究ジャーナル」掲載用の報告書を提出しなければなりません。

(2) 助成金の交付を受けた者は、対象事業について、「ちば県民保健予防基金」より助成を受けて実施したことを公表し、それを証する(ア)～(ウ)及びその他の資料等を実績報告書に添付し、提出してください。

報告をしなければならない期間は、本事業実施期間終了後の翌日から起算して5年間です。

(ア) 研究成果の公表及び学会誌等刊行物への掲載(発表論文の抄録を含む)

(イ) 冊子、パンフレット、ポスター、広報誌、新聞、雑誌等の印刷物

(ウ) 催物での看板等

[記載例]

日本語表記

・「この事業(研究)は、ちば県民保健予防基金より助成を受けて実施しています。」

英語表記

・「Grants from Chiba Foundation for Health Promotion & Disease Prevention」

## 10. 申請についての留意事項

(1) 倫理審査が必要な研究については、申請時までには所属機関の倫理審査委員会の承認を受けてください。

(2) 申請書類に不備がある場合は、不受理となることがあります。なお、一度提出した申請書類を修正する場合は、申請期間内に、再度提出する必要があります。また、申請者に対して、当財団が電子メールや電話等で事務的な確認を行う場合がありますので、速やかに回答してください。回答が得られない場合は、当該申請が審査対象から除外されることがあります。

(3) 助成金支出に際し、助成決定後の科目変更は、原則認めません。やむをえず変更する場合、その他助成決定後、申請書類の内容を変更する場合には、事前に財団理事長の承認を受けてください。

(4) 申請した事業が行われなかった場合、及び募集要項に違反した場合は、助成金を返還していただきます。また、助成対象となった事業が予定期間内に完了しないとき、及びその遂行が困難になったときは、すみやかに報告し、当財団の指示を受けなければなりません。

せん。

- (5) 助成金にかかる経理について、その収支の事実を明確にした書類を整理し、助成金交付年度より5年間保存してください。
- (6) 財団は、助成事業の成果を普及させるため、助成金の交付を受けた者と協議のうえ、その成果を利用する事ができることとします。
- (7) 当基金の助成金の交付を受けた事業における申請、計画、収支内訳、報告及び収支決算等については、公開を原則とします。また、助成が決定した場合は、助成対象者の氏名、所属、助成対象事業を当財団ホームページに公表いたします。
- (8) 助成金申請書に記入頂いた個人情報は、当基金助成事業の目的のために利用します。個人情報の取扱いについては、当財団ホームページでご確認ください。

#### 11. 問い合わせ先

公益財団法人ちば県民保健予防財団 調査研究部 担当：前原・石井

TEL：043-246-8606

e-mail：a-maebara@kenko-chiba.or.jp

ke-ishii@kenko-chiba.or.jp

以上